

肥料価格高騰対策事業の事務手続における留意事項等

- 1 県協議会から取組実施者への支援金の振込は、12月中下旬を予定しています。
※国から県協議会への交付が遅れた場合、振込時期も後ずれする場合があります。
- 2 令和6年1月末を目途に、参加農業者へ支援金の支払いをお願いします。
 - (1) 支援金の支払いは、口座振込、現金渡し等を問いません。
 - (2) 現金渡し等の場合、参加農業者から領収書等を徴収するなど、トラブルにならないようお願いします。
- 3 確定申告での支援金の取り扱い
 - (1) 取組実施者から支援金の通知を行う(行った)場合は、参加農業者は通知を受けた年の“雑収入”で処理してください。
 - (2) 取組実施者から支援金の通知を行わない場合は、参加農業者は受領した年の“雑収入”で処理してください。
- 4 取組実施者から県協議会への報告書

(1) 取組中間報告書	令和5年12月末まで	資料2を参照
(2) 取組実績報告書	令和6年1月末※まで	資料3を参照
(3) 実施状況報告書	令和6年2月末※まで	資料4を参照

※遅れる場合でも3月15日までに終えること

提出窓口（申請所と同じ窓口）

J A系統	J A兵庫中央会 営農支援部
商系肥料販売店	全国肥料商連合会兵庫県部会
集落営農組織 農業者グループ ホームセンターなど	最寄りの県農林(水産)振興事務所（農政振興課） または 県農林水産部農産園芸課（農産班）

4-2 実施状況報告書「様式第11-3号」に添付する資料について

- (1) 化学肥料低減実施報告書「様式第11-3号」
3枚複写の用紙を、11月下旬から12月上旬に印刷業者から取組実施者に直接送付します。
参加農業者に配付して回収のうえ、記入内容を踏まえて実施状況報告書を作成してください。
- (2) 参加農業者名簿「様式第11-2号」
化学肥料低減実施報告書を踏まえ、4年秋肥と5年春肥に分けて作成します。
所定の様式に記入欄を追加して作成いただいても結構です。

5 抽出調査

令和6年2月以降3月末までに、県協議会が取組実施者を抽出し、実施状況報告の確認を行います。

取組に関する記録（土壌診断の結果、施肥設計書、購入肥料の伝票等）の保管をお願いします。

6 本事業の関係書類は、令和11年3月末まで5年間の保存をお願いします。

7 その他、不明な点は、下記までお問い合わせください。

JA系統	商系肥料店	その他
JA兵庫中央会 営農支援部 TEL (078)333-5893	全肥商連兵庫県部会事務局 豊国産業(株) TEL (078)912-2555	最寄りの農林振興事務所（農政 振興課） または 農産園芸課農産班(主作・機械担 当) TEL (078)362-3283